

## 令和8年3月定例教育委員会会議録

○日 時 令和8年3月25日(水) 午後3時00分～午後4時29分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 成澤 和則(遅参)

1番 百瀬 克浩(教育長職務代理者)

2番 佐藤 涼子

3番 中村 公俊

4番 小林 真貴子

○欠席委員 なし

○出席議事説明職員氏名

教育部長 白幡 有(遅参) 管理課主幹 伊藤 智康

図書館長 五十嵐 恭子 給食センター所長 大塚 昌史

○出席事務局職員氏名

管理課課長補佐 上野 美嘉

### 【会議次第】

1 開会

2 市民憲章唱和

3 会議録署名委員の指名

4 議事

日程第1 議第9号 鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

日程第2 議第10号 藤島地域義務教育学校整備基本構想の策定について

日程第3 議第11号 第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画の策定について

日程第4 議第12号 鶴岡市学校施設長寿命化計画の改定について

日程第5 議第13号 令和8年度市職員人事異動について(非公開)

5 報告事項

(1) 臨時代理処理事項の報告について

(2) 新学校給食センター整備の進捗について

(3) その他

## 開 会（午後3時）

- 事務局員 教育長と教育部長は、市議会が長引いているため不在である。  
教育長到着までの間、職務代理者の1番委員に委員会の進行をお願いする。
- 職務代理者 ただいまから3月の定例教育委員会を開会する。市民憲章唱和は省略する。本日の会議録署名委員は、4番委員をお願いする。  
それでは議事に入る。日程第1議第9号について、事務局より説明をお願いする。
- 管理課主幹 この度の改正は、西郷小学校、羽黒中学校、あさひ小学校、あつみ小学校、鼠ヶ関小学校の地区関係者から寄せられたスクールバス運行に関する要望を受け、児童生徒通学支援推進会議での協議結果に基づき、実施するものである。  
要望のあった地区については、学校までの距離や通学路の安全面などを総合的に検証した結果、通年または冬季の通学支援が妥当と認められた。これに伴い、当該地区を新たにスクールバスの対象地区に加える等の所用の改正を行うものである。詳細については、議案に添付している新旧対照表にて説明する。  
規則改正の内容としては、運行の対象とする集落・地区を規定している別表について、対象集落等の変更を行うものである。  
まず、1ページの「(1) 合併前の鶴岡市の区域」については、通年対象のうち、西郷小の対象集落・地区である「西沼」の表記を、運行実態に合わせて「西沼の一部」に改める。また、冬季対象のうち、西郷小の対象集落・地区に「長崎、西茨新田、面野山、下川上、辻興屋の一部、千安京田の一部」を追加する。次に、2ページの「(3) 合併前の羽黒町の区域」については、冬季対象のうち、羽黒中の対象集落・地区に「染興屋、川行、町屋、小増川」を追加する。続いて、3ページの「(5) 合併前の朝日村の区域」については、冬季対象のうち、あさひ小学校の対象集落・地区に「下名川」を追加する。最後に、「(6) 合併前の温海町の区域」については、通年対象のうち、鼠ヶ関小学校の対象集落・地区に「早田」を追加し、これに伴い、4ページの冬季対象地区からは削除する。また、冬季対象に、あつみ小学校の対象集落・地区の「温海、釜谷坂」を追加するものである。  
なお、本規則の施行期日は、令和8年4月1日とする。
- 職務代理者 ただいまの議第9号について、質問、意見はないか。  
それでは議第9号について、賛同の方は挙手をお願いする。

各委員	<p>全員挙手</p>
職務代理人	<p>全員挙手により可決された。</p> <p>続いて、日程第2議第10号について、事務局より説明をお願いします。</p>
管理課主幹	<p>この構想の策定にあたっては、これまで進捗の報告を行ってきたが、改めて、概要から説明する。</p> <p>本構想は、藤島地域における義務教育学校を整備するための基本的な考え方を取りまとめたものである。</p> <p>これまでの経過としては、令和4年度及び5年度において藤島地域教育振興会議において協議が行われ、施設一体型義務教育学校の整備が提言された。その後、令和6年度には小中学校整備検討委員会を設置し、各小学校区検討が行われ、整備に賛成する報告がなされ、令和6年12月の定例教育委員会において、4校を統合し義務教育学校を設立することが議決されている。</p> <p>さらに令和7年度には、設立準備委員会や保護者・地域説明会、児童生徒のワークショップ等を通じて幅広く意見を聞きながら検討を進め、令和7年12月の定例教育委員会において、開校時期を令和11年4月と決定した。さらに、令和8年1月の総合教育会議での協議、地域説明会での意見聴取等を踏まえ、本基本構想（案）を取りまとめ、広く市民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施した。</p> <p>パブリックコメントについては、募集期間は令和8年2月18日から3月19日までの30日間で、9名の方から計19件の意見が寄せられた。教育内容や不登校対策、教職員の負担、施設配置や図書館機能、防災機能など多岐にわたる意見であった。これらの意見については、いずれも今後の施策や事業実施にあたり参考とするものとして整理し、構想（案）の修正には至らなかった。これらの意見については、今後設置する開校準備委員会や基本計画・基本設計の検討において十分に活かし、より良い学校づくりにつなげていく。</p> <p>本構想に基づき整備する義務教育学校は、単なる施設の統合ではなく、9年間を見通した連続性のある学びの実現とともに、地域とともにある学校として、子どもたちにとって魅力ある教育環境の構築を目指すものである。</p>
職務代理人	<p>ただいまの議第10号について、質問、意見はないか。</p> <p>ないようであるので、それでは議第10号について、賛同の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>全員挙手</p>
職務代理人	<p>全員挙手により可決された。</p> <p>続いて、日程第3議第11号について、事務局より説明をお願いします。</p>

図書館長

この計画は平成 13 年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、政府が基本計画を策定し、地方自治体もその状況を踏まえ、子どもの読書活動の推進についての計画の策定に努めなければならないとされている規定に位置付けられているものである。国では令和 5 年から第 5 次計画期間が始まり、県では令和 6 年度から第 4 次計画期間が進んでいる。本市では先行する国、県の計画内容を踏まえ、令和 7 年度に第 3 次計画の策定を進めてきたものである。

本計画は、市の総合計画を上位計画とし、計画期間は令和 8 年度からおおむね 5 年間とし、必要に応じて見直しを行う。対象は、0 歳から 18 歳までの子どもとするが、読書活動推進のための具体的な取組みは、大人を含むすべての市民を対象としている。策定に向けては「鶴岡市子ども読書活動推進委員会」をはじめ、関係機関や学校からのアンケートや意見聴取により、子どもたちの読書の実態や市民の意見を把握して計画に反映させている。

目指す子どもの読書活動の姿として、【「本といっしょ」読書の楽しさを知ることによって言葉をはぐくみ、主体的に考え豊かに表現する子ども】としている。計画の基本方針については、これまでの取組みとの連続性が重要と考え、大きな三つの柱は、第 2 次計画と同様とし、「子どもの近くに本がある暮らし」「子どもの近くに本の渡し手がいる暮らし」「子どもの近くに読書活動を見守る人がいる暮らし」とした。

数値目標では、児童図書蔵書冊数については、15 歳以下の子ども 1 人あたり 10 冊以上に目標値を引き上げているが、そのほかの項目は、第 2 次計画で達成に至らなかったことから、引き続き同じ数値としている。その上で、アンケートなどから、子どもたちは、本を読むときは学校図書館を利用している子が多いことが分かってきているので、学校図書館での貸出し冊数の推移を参考数値として記載している。

以降は、推進のための取組みを、生まれる前のプレママ時代から、年代順に記載している。これらの取組みは図書館だけでなく、子育てや教育に関わる庁内の各課が進める事業も位置づけ、全庁的に子どもの読書活動を推進していくこととしている。また、今回の計画は、所々に事例紹介のページを挟み、子どもたちに関わる現場で折に触れて手に取って活用してもらえる形を目指している。また、これまで新たな図書館のあり方を検討する中で聴取してきた意見から、子どもの居場所づくりや、他課と連携した企画など現図書館でできることをこの計画にも盛り込んでいる。

パブリックコメントへの対応については、2 月 18 日から 3 月 20 日までのパブリックコメント期間中、2 名から意見の提出があったが、内容の修正を要するものはなかった。今後の活動に生かしていきたい。

職務代理者

ただいまの議第 11 号について、ご質問、ご意見はないか。

- 2番委員  
図書館長
- パブリックコメントは、どの程度重視されるのか。  
寄せられた意見が、計画の趣旨を変えなければいけないような内容である場合には、それを真摯に受け止めるものであるが、今回受け付けた意見の中には、計画の内容を変更するまでに至るようなものはなく、参考意見としてとどめるものとした。
- 2番委員
- パブリックコメントへ出された意見が19件と2件で、すごく少ないと感じた。方法を変更するなどの考えはあるか。
- 管理課主幹
- パブリックコメントについては、これまでも当市のホームページで様々な案件で実施してきた。教育委員会のみならず市長部局も同様の方法で進めているが、関心の度合いにより差が生じるのが実情である。そのため、今年2月頃から、より多くの意見を得るために、実施期間を20日間から30日間に延長する取り組みを全市的に開始した。周知の方法についても、検討していきたい。
- 職務代理者
- 1つ質問する。数値目標における参考数値について、低学年の貸出冊数が多く、高学年が少ないように見受けられる。探究的な学習等で高学年の方が活用するような気がしたが、低学年の方が多い背景には、まとめて貸し出すなど、何か取組などによるものか。
- 図書館長
- 推測だが、低学年の場合、絵本や読み物などページ数が少なく、手に取りやすいことが、貸出冊数が多い理由だと考えられる。  
一方、成長して大きくなっていくと、字が増えてきて、ある程度読み終えるまでも時間がかかるほか、じっくり読む子どもが増えるので、年代ごとに下がっていく傾向は、成長段階的にも納得できるような経過だろうと分析している。
- 職務代理者
- それでは他に質問はないか。それでは議第11号について、賛同の方は挙手をお願いします。
- 各委員
- 全員挙手
- 職務代理者
- 全員挙手により可決された。  
続いて、日程第4 議第12号について事務局より説明をお願いします。
- 管理課主幹
- 本計画については、先の3月臨時教育委員会でも報告したとおり、令和2年度に策定し、令和3年度から令和33年度までの30年間を計画期間としている。原則として5年ごとに見直しを行うものとしているため、5年目にあたるこの令和7年度に改定を行うものである。  
第1章「計画の背景と目的」について説明する。市の公共施設の約3割を占める学校施設は老朽化が進んでおり、その対策が喫緊の課題となっている。財源不足が懸念される中、施設を耐用年数まで使い続けられるよう、改修や維持保全の中長期の見通しを示し、財政負担の軽減と平準化を図りながら、安心・安全な教育環境を確保することを目的としている。対

象施設は小学校26校、中学校11校の計37校、109棟である。

次に、第2章の「学校施設の実態」について説明する。

施設関連経費は、過去5年の平均で15億1,600万円となっている。築30年以上を経過した棟数が、64棟の約6割で、延べ床面積で約半数となっており、老朽化調査や健全度評価の結果からも、劣化の進行が確認され、長寿命化対策の必要性が高まっていることを示している。

そして、第3章「学校施設の整備方針」について説明する。

今後30年間の維持管理コストについて、60年程度で改築する「従来型」と、大規模改修を行い80年程度まで延命する「長寿命化型」を比較した。

その結果、従来型は年平均75億7千万円、長寿命化型では年平均39億3千万円となり、約36億円のコスト削減が見込まれる。直近5年間で改修を予定している学校とその内容についても記載している。以上が、計画の概要である。

前回の報告で示した案から変更した点として、学校別の健全度評価の一覧を、当初は、本編の簡潔さ・読みやすさを重視し、本編とは別に整理する構成としていたが、健全度の状況を本編の中で一覧できることが計画の趣旨をより明確に伝える上で重要と判断し、本編に掲載することとした。

そのほか、教育委員会からのご指摘や、数値の修正や誤解を招くおそれのある表現の修正など、軽微な修正もあわせて行っている。

職務代理者

ただいまの議第12号について、質問、意見はないか。

各委員

それでは議第12号について、賛同の方は挙手をお願いします。

職務代理者

全員挙手

全員挙手により可決された。

管理課主幹

次は、議第13号であるが、本日はその前に報告事項に入る。

報告事項(1)について、事務局より報告をお願いします。

臨時代理処理事項の報告について説明する。

本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、市長から議会への議案提案に際して、教育委員会の意見を求められたものである。しかしながら、市議会3月定例会の開催前に教育委員会を招集するいとまが無いと判断されたことから、「鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第2項」の規定に基づき、教育長が臨時に代理処理を行い、同意した。

ついでには、直近の開催となる本日の定例教育委員会に報告し、承認をお願いしますものである。

本件は、温海中の屋内運動場大規模改修工事請負契約の締結に関するものである。この工事は、学校施設の長寿命化に伴い、築29年となる温海中屋体棟の予防改修を行うものである。当該校は、令和元年に発生した山形

県沖地震の影響も受けており、劣化の進行を食い止める対策が必要となっている。工事対象箇所は、屋内運動場の屋根、外壁、外部建具などの外周部、および改修に付随する一部となる。工事請負額は、2億9,865万円である。

職務代理者

ただいまの報告事項（1）について、質問、意見はないか。  
なければ、報告事項（1）について、承認してよろしいか。

各委員

異議なし。

職務代理者

ただいまの報告は承認された。

次に、報告事項（2）について、事務局より報告をお願いする。

学校給食センター所長

今後の学校給食のあり方及び新鶴岡市学校給食センター整備計画（案）の本編と概要版の完成について報告する。

今回の計画は、新センターの整備に関するだけでなく、第1章で鶴岡市の学校給食全体のあり方の方向性を示し、第2章で新鶴岡センターの整備について述べる構成としている。

第1章の現状と課題について説明する。現状、鶴岡市では5つのセンターがあり、鶴岡センターが昭和62年建築で築39年と最も古く、一番新しいセンターでも藤島センターの築24年となっている。調理業務は鶴岡センターのみが直営で、他の4つのセンターは民間に委託している。

課題としては、1点目が、施設の老朽化とともに、稼働率の低下が進んでいることであり、朝日・温海センターは稼働率30%を切っている状況である。2点目は、主食の米飯・パン給食の提供についてで、1社が令和7年度末に事業廃業を決定している。3点目は、調理運営主体のあり方についてで、5つのセンターのうち4つのセンターが民間委託済みであり、現状を踏まえて適切な運営方式の検討が必要である。4点目は、食物アレルギー対応で、各センターで対応レベルなどにばらつきがあることである。

以上の現状と課題を踏まえ、学校給食全体の方向性として、次のとおり検討した。まず1点目については、センターの配置と提供エリアについて、新鶴岡センターの供用開始に合わせ、5センターの体制を新鶴岡・藤島・温海の3センター体制に集約し、全体規模を適正化、維持管理コストを平準化する。2点目については、新鶴岡・温海センターに炊飯業務を内製化する。3点目については、新鶴岡センターの調理運営主体を民間委託とし、献立作成、食材の購入、食育指導は引き続き市が直営で実施する。4点目については、食物アレルギー対応について、「卵・乳」の2品目をレベル4の代替食で対応する。本市の特徴を活かした給食提供と食農教育・食育の推進では、これまでの給食センターの取組みをさらに発展させ、学校給食の発祥の地、ユネスコ食文化創造都市を活かした献立を作成する。

次に、第2章新学校給食センターの整備について説明する。

新センターの特徴として、炊飯業務の内製化、安全を最優先とした食物アレルギー対応として専用調理室の整備、地産地消の強化、展示学習機能の充実及びこれまでの取組の強化を図っていく。

建設地については、効率的な配送、まとまった敷地の確保、事業費の適正化などを比較し、大山工業団地を選定していく。

事業手法では、VFM で比較した定量的評価と、数値で表せない物事について比較する定性的評価を行って検討し、定量的評価では PFI (BT0) 方式が最も財政縮減効果が高い結果であったが、定性的評価では DB0 方式が優位な結果であった。事業者からのヒアリングも踏まえ、総合評価として、市が資金調達を行い、長期的な事業実施により財政縮減効果を期待できるものとし、事業手法は DB0 方式を採用することとしている。

最後に事業スケジュールは、計画策定後、新センターに必要な機能を示す要求水準作成を令和 8 年から進め、令和 9 年に事業者選定を実施。令和 10 年に設計、令和 11、12 年に建設工事し、令和 13 年度中の供用開始を予定している。

今後も校正の中で文言の修正、こちらの基本計画(案)で、4 月からパブリックコメントを実施し、5 月の定例教育委員会に諮り、策定する予定である。

職務代理者

ただいまの報告にご質問、ご意見はないか。

一般の議会でも発言があったが、調理部門は外部委託とするのか。反対している意見のようであったが、議会全体として、委託に関して反対しているのか。それとも一部の議員であるのか伺いたい。

学校給食センター所長

調理部門の運営に関しては、様々な意見があるが、鶴岡センター以外の 4 つのセンターは外部委託で調理を行っており、児童・生徒へのアンケートで直営とそん色ない質の給食が提供されていることがわかった。一方で財政面では民間委託の方が財政縮減効果が見込めるため、外部委託としていくところである。

職務代理者

その他質問、意見はないか。

なければ、次に、議第 13 号 令和 8 年度市職員人事異動について、を議題とするが、議第 13 号は人事案件のため、非公開とすることに異議はないか。

各委員

異議なし。

職務代理者

異議なしと認め、議第 13 号は非公開とする。

議第 13 号の説明員は教育部長のため、教育部長の到着まで暫時休憩とする。

(会議録は、別記録とする。)

教育長

予定された議事は以上である。  
これをもって3月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 （午後4時29分）

鶴岡市教育委員会会議規則第16条の規定によりここに署名する。

鶴岡市教育委員会教育長

鶴岡市教育委員会委員